

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、平戸市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。
(一部改正〔令和5年条例7号〕)

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務
- (2) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項に規定する市町村行動計画に関する事務
- (3) 本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項を調査審議すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項を調査審議すること。
(一部改正〔平成26年条例33号・令和5年7号〕)

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者
(一部改正〔平成26年条例33号〕)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、平戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年平戸市条例第36号)別表に規定する「その他の委員」の額とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部こども未来課において処理する。

(一部改正〔平成26年条例4号・29年36号〕)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に招集すべき子ども・子育て会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成26年3月25日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月22日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の平戸市子ども・子育て会議条例により新たに任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成28年9月30日までとする。

(平戸市次世代育成支援対策地域協議会条例の廃止)

3 平戸市次世代育成支援対策地域協議会条例(平成17年平戸市条例第77号)は、廃止する。

附 則(平成29年12月15日条例第36号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。